特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務 基礎項目 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊東市は、ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

伊東市長

公表日

令和5年6月6日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務					
②事務の概要	伊東市ひとり親家庭等医療費助成金交付要綱に基づき、ひとり親家庭等の福祉の増進に寄与することを目的とし、医療費を助成する事務を行う。 特定個人情報ファイルは以下の事務で取り扱う。 ①ひとり親家庭等医療費受給者の認定及び資格管理 ②ひとり親家庭等医療費受給者に対する受給者証の交付 ③ひとり親家庭等医療費助成金の支給					
③システムの名称	ひとり親家庭等医療費システム、中間サーバー、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム					
2. 特定個人情報ファイル名						
ひとり親家庭等の医療費の助成に関する情報ファイル						
3. 個人番号の利用						

法令上の根拠

1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。 以下「番号法」という。)第9条第2項

2 伊東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番 号の利用等に関する条例(平成27年伊東市条例第38号)第4条第1項別表第1の4の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない ①実施の有無 実施する] 3) 未定

1 番号法第19条第9号 ②法令上の根拠

2 伊東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番 号の利用等に関する条例(平成27年伊東市条例第38号)第4条第1項別表第1の4の項

5. 評価実施機関における担当部署

健康福祉部 子育て支援課 ①部署 ②所属長の役職名 子育て支援課長

6. 他の評価実施機関

無

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

伊東市役所 健康福祉部 子育て支援課 請求先 〒414-8555 静岡県伊東市大原二丁目1番1号 電話 0557-32-1581

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

伊東市役所 総務部 庶務課 連絡先 〒414-8555 静岡県伊東市大原二丁目1番1号 電話 0557-32-1234

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和5年3月31日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	15年3月31日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

17 リヘン刈束							
1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書				
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。							
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワークシス	テムを通じた。	入手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない							
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを通					
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				

6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・注	7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
8. 監査							
実施の有無	[〇] 自己点検	[]	内部監査 [] 外部監査				
9. 従業者に対する教育・啓発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢≥ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明